

川崎市交通局危機管理推進委員会設置要綱

平成17年2月 1日
16川交庶第824号

(目的及び設置)

第1条 交通局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、交通局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- (2) その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、交通局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画管理部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務等)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長になる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、企画管理部庶務課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成１７年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年１２月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成２９年３月２６日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

委員
企画管理部庶務課長
企画管理部庶務課担当課長
企画管理部経営企画課長
企画管理部経理課長
自動車部長
自動車部管理課長
自動車部運輸課長
自動車部運輸課担当課長

自動車部安全・サービス課長

塩浜営業所長

鷺ヶ峰営業所長

鷺ヶ峰営業所担当課長（営生車庫担当）